

【ひとり親関連事業について】			母子	寡婦	父子
各種 手当 ・ 助 成	児童扶養手当	<p>「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父にかわってその児童を養育している方（養育者）に支払われる手当です。</p> <p>※「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。ただし、心身に一定以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。</p> <p>※所得制限があります。</p>	○	-	○
	ひとり親家庭医療助成	<p>18才の年度末までの児童及び「養育者」の医療費を助成します。</p> <p>※養育者・・・配偶者と死別もしくは離婚した後、現に婚姻をしていない男子及び女子</p> <p>※助成には所得制限があります。</p>	○	-	○
就 労 支 援	自立支援給付金事業	<p>○自立支援教育訓練給付金 指定された教育訓練講座（雇用保険制度の指定講座など）などを受講する場合に、受講料の一部を助成します。</p> <p>※助成には所得制限があります。</p> <p>○高等職業訓練促進給付金 経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業の両立が困難な場合、生活費の負担を軽減するため支給されます。</p> <p>※所得に応じて支給額が変わります。</p> <p>※高等職業訓練促進給付金の受給者を対象にした貸付け制度（高等職業訓練修了支援給付金）があります。</p>	○	-	○
貸 付 金	母子父子寡婦福祉資金	<p>母子家庭・父子家庭・寡婦の方の生活の安定と向上のための貸付金です。</p> <p>低金利又は無利子で借りることができます。</p>	○	○	○